

税政係からのお知らせ

正しく早めに確定申告

【確定申告の期間】

所得税…2月16日(木)～3月15日(水)

※所得税の還付申告書は申告期間前から提出できます。

消費税…3月31日(金)まで

【次の皆さんは確定申告をしてください】

- ① 事業をしている
 - ② 不動産の収入がある
 - ③ 土地や建物を売った
 - ④ 1年間に給与の収入が2千万円を超えた
 - ⑤ 給与所得・退職所得のほかに、合計で20万円を超える所得がある、など。
- 【確定申告の相談会をします】**
 芝税務署が所得税と消費税の確定申告の相談と受付をします。日程は次のとおりです。

▼本村地区

とき 2月14日(火)

午後1時～4時

2月15日(水)

午前9時～午後4時

場所 新島村住民センター

▼若郷地区

とき 2月15日(水)

午後1時～4時

場所 若郷会館

▼式根島地区

とき 2月20日(月)

午後2時～4時

2月21日(火)

午前9時～午後4時

場所 式根島開発総合センター

【問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0241(直通)

■国税庁のホームページで確定申告などの作成ができます

パソコンをお持ちの皆さんは、国税庁ホームページ内の「確定申告書類作成コーナー」で、次の書類を作ることができます。

- ・ 所得税の確定申告
- ・ 青色申告決算書
- ・ 収支内訳書
- ・ 消費税などの申告書
- ・ 贈与税の申告書

各種、正式な書類としてパソコンから送信できます。データを送信することで、申告書を提出したことになります。しかし、このシステム(PDF)を使うには決まった手続きが必要です。

また、プリントした場合でも、全ての書類がそのまま税務署へ提出できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ】

<http://www.nta.go.jp>

【イータックスホームページ】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

■財産の贈与を受けたときの税の申告について

平成28年中に合計110万円以上の財産贈与を受けた人は、贈与税の申告をしてください。

【申告期間】

2月1日(水)～3月15日(水)

次の場合は、相続時精算課税制度を選ぶことができます。

- ① 財産を贈与した人が60歳以上の親又は祖父母
- ② 財産の贈与を受けた人が20歳以上の子又は20歳以上の孫

★ご注意!!

この制度を選ぶ場合は、つぎの書類を期間内に必ず提出してください。

- ① 相続時精算課税制度を選んだことを伝える「届出書」
- ② 「贈与税の申告書」

選ばない場合は、従来の課税方法が適用されます。詳しくは、芝税務署へお問い合わせください。

【問い合わせ】

芝税務署

☎03(3455)0551

■マイナンバーの記載が必要になります

平成28年から各種申告書には「マイナンバー(個人番号)」の記載と「番号確認と身分確認のための本人確認書類の提示または写しの添付」が必要になります。くわしくは広報お知らせ版ナンバー49をご覧ください。

【問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0241(直通)

南の島で国際交流参加者募集

公益財団法人国際青少年研修協会(文部科学省所管)では、「第41回ちびっこ探検学校ヨロン島」の参加者を全国より募集しています。この事業は、沖縄に近い南の島「ヨロン島」のサンゴ礁の海と美しい自然の中で、全国から参加する仲間との

民宿での共同生活や、様々な野外活動(海水浴、イカダ作り&イカダこぎ、さとうきび刈り&絞り、洞窟探検、野宿体験など)を通して友達作りの楽しさを知り、お互いに協力し助け合い、積極的にチャレンジする心を養います。また在日外国人小学生と活動・生活を共にすることで、言語や習慣を越えて友情を深め、国際感覚を身に付ける第一歩とします。

今度の春休みは、日本全国から参加する沢山の日本人や外国人のお友達と一緒に、思い出に残る楽しい体験をしに暖かな南の島「ヨロン島」に行きませんか?

【期間】平成29年3月26日(日)～4月1日(土) 6泊7日

【場所】鹿児島県大島群与論町

【定員】日本人小学生200名在日外国人小学生100名

(小学生2年生～6年生)

【締切】平成29年3月6日(月) ※参加費、説明会等の詳細については、直接お問い合わせ下さい。

【問い合わせ】公益財団法人国際青少年研修協会 ☎03(6417)9721